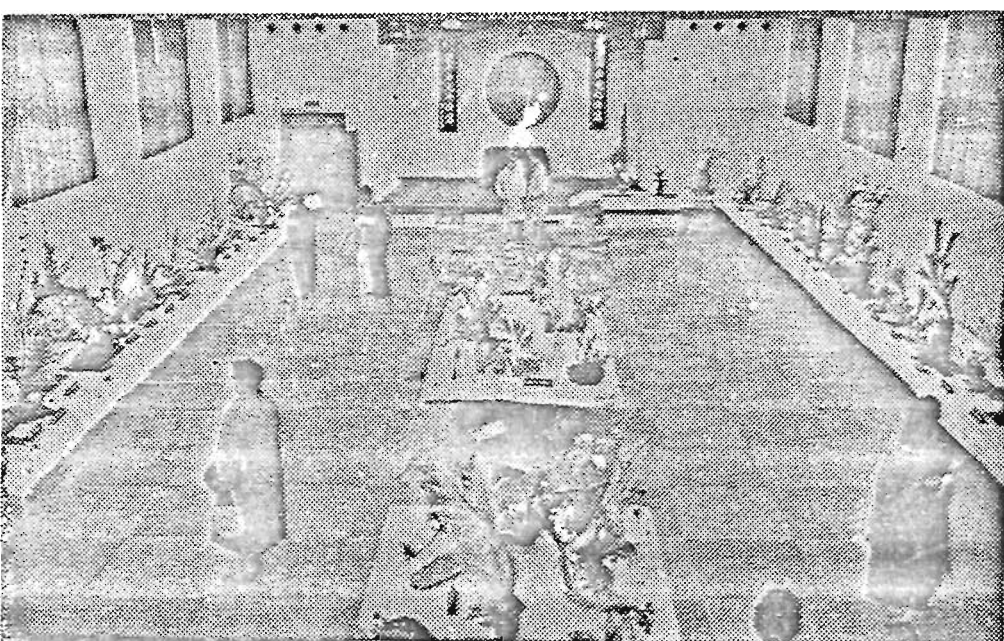


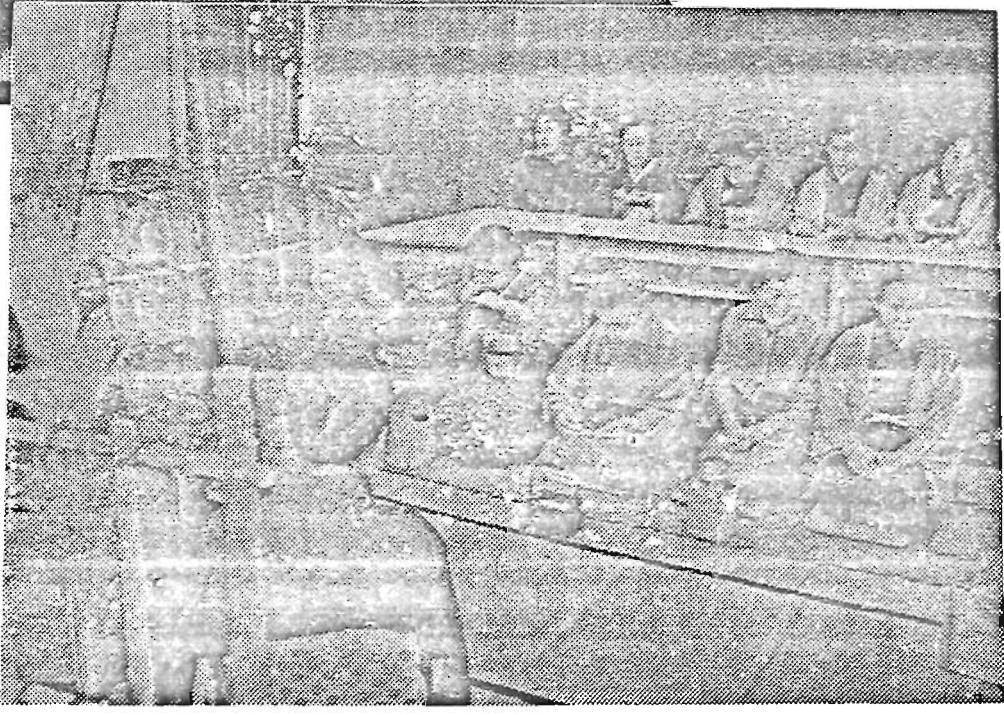
豊島区広報

No 109.
昭和 33.12.15.
東京都豊島区役所



深み行く秋に情趣をもる 文化祭を彩る茶華道展

去る十一月二十二日 三日の両日 深み行く秋を彩る茶華道展は本区文化祭の一コマとして振興会館で行われ落付いた美しさを競う華道。奥ゆかしき漂う野立の茶席にしずかなひとときを過しました。



豊島区議会各種委員会 委員長決る

去る十一月十四日の本会の告知がなされ 其の修正議で、常任委員会の所屬各副委員長は二十五日の各委員会でそれぞれ決定された。尚特別区制調査特別委員会は同月二十二日付で選任、

通りであるが、国民健康保険実施対策特別委員会の委員長は、鶴見秀男議員が就任されました。

- 印委員長 ○副委員長
- 総務委員会 (定員七人)
山口幸之助 ○萩 國雄
四海 民蔵 宮坂 忠長
田村為次郎 的場 茂
森 幸二
- 財務委員会 (定員七人)
河村 孝信 ○橋本とし子
森 茂吉 吉田 鉄蔵
足立諒次郎 杉浦 茂
竹内 武安
- 厚生委員会 (定員七人)
金山 精一 ○足立 平蔵
村田 文雄 笠原 孫蔵
代永 重雄 阿部 静枝
- 文教委員会 (定員七人)
服部スエミ ○矢島 博文
鶴見 秀男 柏谷みや子
山下 虎雄 花山豊三郎
市川 勇吉
- 商工委員会 (定員七人)
○狹野 間氏 ○高橋 伯寿
島田勝太郎 田島安右衛門
木村雄次郎 奥富 太郎
- 建設委員会 (定員七人)
前田 弘 ○土屋 剛
鈴木栄次郎 佐々木庄治郎
熊谷 鉄吉 塚越 常三
加藤 太一
- 豊島副都心建設促進委員
○矢島 博文 ○塚越 常三
田村為次郎 金山 精一
高橋 伯寿 佐々木庄治郎
山口幸之助 的場 茂

☆ ☆ 年末商業振興運動 ☆ ☆

顧客の誘致と販路拡張に力こぶ

例年本区においては、区内商店街の年末売出しの時期をとらえて、顧客の誘致、販路の拡張及び商業道德高揚運動を強力に推進して来しました。

今年も、十二月十日より二十八日までの期間を、豊島区豊島 商店街連合会、豊島区商工連合会三者共催にて実施することになりました。

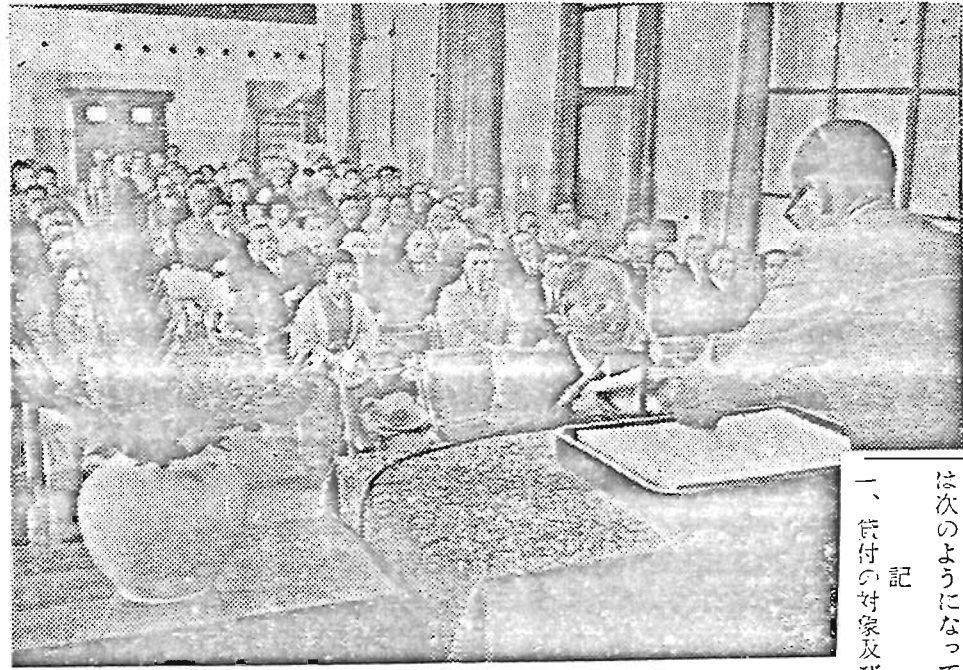
消費者の声を聴く会 商業道德高揚の一助に

本区商業振興策の一つとして区内商店街及び商店の商業道德高揚を図ろうとする消費者の声を聞く会が去る十二月二日豊島振興会館二階会議室にひらかれました。

本区では毎年区内の優良工業者と従事者の表彰を実施いたして来ましたが、本年も国民労働感謝の日をトして表彰を行ないました。

式表彰の工業者優良 豊島振興会館で

式表彰の工業者優良 豊島振興会館で 会副議長 森幸二氏 商工連合会々長 佐々木千里氏、区内商連会長 足立藤次郎氏、区議會議長 氏、商工委員 他多数の来賓者を迎えて開会され、区長から表彰状記念品の授与があり引続き区長末資者の祝辞、表彰者の答辞があつて盛会の中、式を終りました。



中小企業に年末融資

十二月一日より受付始める

よいサービス、メートル法で「正札の励行、正量販売、行き届いたサービス」「サービスのゆき届いた地元商店でお買物を」の普及徹底に努め、その他街頭有線放送による宣伝、また映画館におけるスライド映画による宣伝、ポスターの掲示、アドバルーンの掲揚等々によって、この運動を推し進めることになった

中小企業の安定策を常に考慮している本部においては、歳末を迎え資金ぐりに大変なこれらの中小企業者に長期の事業資金の融資を行っており、この貸付対象金額等は次のようになっております

記

- 一、貸付の対象及び範囲
都内に主なる事務所または事業所を有する中小企業者
(一)組合の事業に要する長期運

Table with 2 columns: Date (e.g., 十二月一日) and Rice Distribution (e.g., 内地米 五五分). Includes a note about rice prices and distribution details.

異動発令 (一)内は旧職
建築課長 田中 里吉
依頼退職 橋田 達人
(建築課長)

転資金または設備資金については一組合につき三千万円
(一)組合員の事業に要する長期運転資金または設備資金については一組合員につき二百万円以内

(二)貸付期間は原則として一年以上二年以内
(三)貸付利率は年一割
(四)償還方法は六カ月以内すえ置後分割または一時償還

一、申込場所
商工中央金庫、東京都商工協同組合連合会、東京商工指導所、東京都軽局通商部金融課

青少年健全育成運動

歳末を迎え強力に推進

▼青少年をすこやかに育てましょう。
▼未成年の飲酒喫煙を防止しましょう。

歳末より年始にかけては、家庭においても、職場においても非常に多忙でありまた在学する児童生徒は学期末休暇を迎える等青少年の不良化、犯罪にかりたてる機会が非常に多くなるため本区においてはこれらの防止とともに青少年の健全育成をはかるための機に青少年健全育成強運運動を強力に展開することになりました。区民みなさまの協力によりこの運動の大きな成果を期待いたしておるわけでありませう。なおこの運動の実施要領は次のようなものであります。

記

一、実施期間

昭和三十三年十二月十五日
日一昭和三十四年一月三十一日まで

二、実施事項と要領

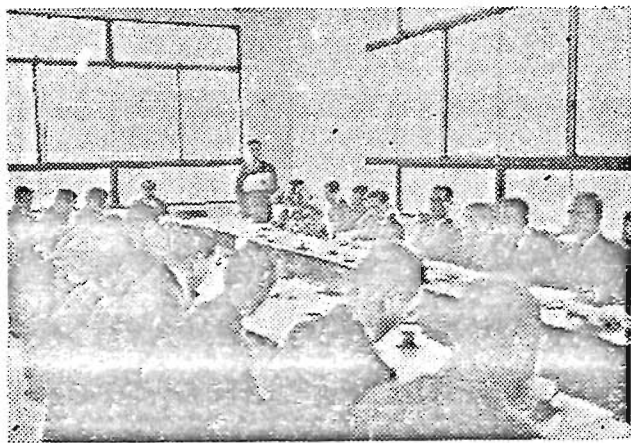
(1)健全な生活の指導
歳末、年始の時期は知人姻戚関係者の出這りが多

く生活もとかく乱れ勝になるので、このような機会には家の人全部が助け合い、話し合って自主的な生活計画により規律のある生活の中に新しさを発見、体験できるように指導する。なお、金銭に対する正しい使い方を指導する。

(2)青少年の余暇指導ならびにレクリエーション

(1)冬期はとかく戸内に引こもり室内遊戯にふけり勝なので健全な屋外レクリエーションと楽しい室内ゲームの普及につとめ、

協議会を結ぶ運動の理想



青少年の増進健康の保持につとめるよう指導する。
(2)「かけごと」などの流行を防止するため、子供会児童会などで取上げ話し合いでやめるよう指導する。

(3)青少年の遊び場の開放

屋外レクリエーションの普及と合せて青少年のよい遊び場として、閑地校庭の開放運動を促進してその実現につとめる。

(4)飲酒喫煙防止対策

未成年者飲酒禁止法及喫煙防止法の趣旨を徹底するため青少年に及ぼす身体的な害を啓蒙して法律の趣旨の徹底を図る。成人の日を迎えるに当り働

く青少年については飲酒喫煙等の不健全さを身につける悪い習慣があるのをこれを防止するため、家庭及商店中小企業の雇傭主に呼びかけ悪習を廃止して成人の模範となるよう指導する。

(5)街頭補導出張相談の実施

青少年の不良化を防止するため補導連絡会を中心として盛場映画館、主要駅構内等を重点とする街頭補導出張相談を実施して問題少年の早期発見な

希望に燃えて巣立ち行く

成人職業学校修了生

去る十月十三日に開放し授業を続けていた本区成人職業学校(第十五期)は、その全課程を修了したので、修了式を十二月三日午後六時三〇分より豊島振興会館で挙行いたしました。

当日は木村区長(成人職業学校長)始め関係者一同出席の上修了者三七〇名に修了証書の授与があり、終って生徒の製品展示会を観覧し厳粛裡に修了式を終わりました。なお各科の修了生は次のような数字でした。

西栗鴨教室	二七名
和扶科	二五名
簿記科	二九名
珠算初級科	二三名
池袋、豊島自動車練習所	

らびに適切な指導を実施する。

(6)家庭及び両親教育の振興

この時期は青少年の放任生活を生き易く、両親等の無関心起因する青少年が増加しやすいので、とくに未成年者の飲酒、喫煙の悪習を防止するため適切な両親教育の実施につとめる。

以上のような、要領により青少年の健全な育成に万全を期することになりましたが、これの実施については、青少年

問題協議会の開催、母親と語る会、少年相談所開設等他関係機関関係者との密接な連絡の上適切に実施して行くことになっております。

新入学児童の手続

昭和二十七年四月二日より昭和二十八年四月一日までに生まれたお子さまは懇々来春四月は可愛い姿で入学です。本区教育委員会ではこれら入学児童の保護者の方に健康診断知書(十二月下旬)就業通知書(一月下旬)に郵送いたします。もしこの通知書がその時期が過ぎても届かない様な場合には教育委員でおたずね下さい。

自動車運転科	三二名
池袋教室	
洋裁科	二四名
ラジオ科	二九名

機械編物科	二〇名
目白教室	
写真印刷科	四三名
洋裁科	三五名
長崎教室	
調理技術科	五三名
写真技術科	三〇名

雑司ヶ谷中優勝

中学校駅伝大会

位は次の通りでした。

記

一、コース
長崎中学校前―豊玉一丁目バス停留所―丸山―哲学堂を経て長崎中学校前、を中継所として周回

一、着順位	
一位	雑司ヶ谷中学校
二位	千川中学校
三位	千早中学校

母校の名譽をその健脚にかけてその額を競い合う豊島区中学校駅伝大会は去る十一月二十九日午後一時より参加十校の選手により長崎中学校前を一齐にスタートその熱戦の火蓋を切りましたが、一区二区と区間が重なる毎にシューゲームを展開、見るものに手に汗を流らせたが遂にその栄冠は雑司ヶ谷中学校が獲得いたしました。なお成績順

経済発展に大きな資料

各種統計調査に御協力を

一、東京都個人経済力調査 (十二月一日現在実施)

東京都においては、昭和二十六年より条例により都民個人所得統計調査が実施され、東京都の経済力の測定を行うため、個人業主のうち製造業、卸売小売業、サービス業について調査が実施され以後三十一年度まで継続されてきましたが、三十一年度より個人経済力調査の不備を補い、加えて都民所得推計の精度を高めるため、東京都個人経済力調査に改正され、昨年に引続いて都内で約一、〇〇〇調査区について調査が実施されることになりました。

本区においても都知事の指定する三十七調査区(昭和三十年国勢調査区より抽出)について、区の職員が調査員となり実施調査を行うことになりました。

調査概要は、つぎのとおりです。

(一)調査方法

(1)準備調査

十一月二十五日から、調査員が調査区内の全世帯を訪問し、世帯人員等について聞き取り調査を行いました。

(2)実地調査

十二月一日より調査区内の全世帯の四分の一

又五分の一の抽出された世帯の十四才以上の方に調査票を配布して記入を依頼します。

調査票は、十二月七日までに調査員が収集しました。

(3)調査内容

過去一カ年内に収入のあった被雇用者および個人業主について、収入や勤務先および事業所等についての簡単な事項を申告して頂くこととした。

二、工業調査(十二月三十一日現在実施)

わが国の製造工業の実態を調査し、国の経済活動の状況を知り、国の諸施策の資料をつくるため、通産省が全国一斉に毎年継続して行う調査で、いわば製造工業についての国勢調査ともいべき重要なもので、区の職員が調査員となり調査を行います。

(一)調査の種類

四人以上の従業者を有する工場、加工場について調査します。

(2)乙調査

三人以下の従業者を有する工場、事業所について調査します。

(3)丙調査

製造、加工の事業所二以上を経営する企業の本社、本店について企業全体を調査します。

(4)調査内容

過去一カ年間の従業者数、原材料の使用額、出荷額その他有形固定資産額等について調査しますが、本年度は附帯調査として、三十人以上の工場について、工業用水の需給の実態を明らかにするため、工業用水調査が行われます。

三商業動態調査(第三・四半期分)

通産省においては、わが国経済の景気動向の観測資料とするため、三月ごとに商業動態調査を実施してきま

したが、本年度第三・四半期(十月から十二月)分の調査員が二月三十一日現在とにより行われます。

指定区域(西巣鴨三丁目の一部)内の卸売および小売業を営む商店に調査員が訪問し、調査票を配布します。

調査内容は、前回の調査と同じく、月別販売額および十二月末の在庫額等です。

調査票は、明年一月中旬までに調査員が収集します。

以上の各種統計調査はすべて法律および都条例に基づき実施されるもので、個々の記入内容は勿論他に転用することは固く禁じられており、従来の統計調査資料や結果表を見ればお分りのとおり、全体の数字を計上するに止まり、絶対に個人や企業の迷惑にならないように心がけていますので、調査目的が達せられますよう御協力をお願いします。

調査員は勿論のこと、区や部の職員でも、調査票の記入内容を洩らしたり、或はこれを課税の資料等に利用すると処罰されることになっております。

この点は御心配なく、あくまで正しい申告を寄せて、役に立つ正確な統計が作られるように重ねて御協力をお願いします。

世界人権宣言十周年記念

憲法ではいかなる人もその「基本的人権」は護られるように定められているが、しか

おります。

そこで本年は世界人権宣言十周年に当たりますのでこれを記念し特に人権尊重思想の普及運動を強力に展開しており

本区においても、人権擁護委員により西武百貨店七階に特設人権相談所を設けて人権に関する種々な相談に応じま

なす。

なお本区の人権擁護委員の方

々です。

大塚丈一

電話(95)五二一〇

岸 寛司

池袋四ノ六五

電話(97)〇四六五

武部 りつ

雑司ヶ谷町六ノ一四四

電話(97)一三三〇

萩原 貴光

長崎五ノ二八

電話(95)三二七二

歳末の執務 — 特別勤務 —

歳末をせはしく過しておられる区民みなさまに、少しでもお役に立てばと十二月二十八日より三十一日までを次のように特別勤務を行うことにいたしました。

一、特別勤務による

(イ) 昼休み時間の返上

区役所各出張所ともに、昼の休憩時間においても区民のみなさんに応待致します。

(ロ) 歳末休戻上による奉仕

特に日常生活に關係の深い税務課、戸籍課土木課及出張所においては、三十一日(三十一日は午前中)まで事務を取扱います。

その他歳末に當つての苦情処理につきましては区役所総務課に申出願えれば出来る限り即日解決を図ります。

公益質屋営業時間延長

皆様の御好評を頂いている本区公益質屋は今年も御家庭の便宜を計り「歳末時」に限りとくに営業時間を左記のように延長し御利用をお待ちしています。

一日時営業時間

十二月廿九日・卅日間

午前九時—午後十時迄

二公益質屋所在

池袋公益質屋

池袋一ノ一三四

日の出公益質屋

日の町一ノ一六七

駒込公益質屋

駒込四丁目一五